保医発1129第1号 令和5年11月29日

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の 一部改正等について

ミチーガ皮下注用 60mg シリンジについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)の規定に基づき製造販売承認され、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成 20 年厚生労働省告示第 60 号)の別表に収載されているところです。

今般、製造方法の承認事項一部変更承認がなされたことから、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

ただし、令和5年12月31日以前に、製造方法の承認事項一部変更承認前の製剤を用いて 行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例によることといたします。

記

- 1 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の 一部改正等について」(令和5年5月31日付け保医発第0531第3号)の記の3を次 のように改める。
 - 3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について ミチーガ皮下注用 60mg シリンジ
 - ① 本製剤はネモリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省

- 告示第 59 号) 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。) 区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」 在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入 器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(参考:新旧対照表)

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」(令和5年5月31日付け保医発第0531第3号)の記の3

(傍線部分は改正部分)

改正後

- 3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について ミチーガ皮下注用 60mg シリンジ
 - ① 本製剤はネモリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
 - ② 本製剤は<u>針付注入器一体型のキット</u>であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

改正前

- 3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について ミチーガ皮下注用 60mg シリンジ
 - ① 本製剤はネモリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
 - ② 本製剤は<u>注入器一体型のキット</u>であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。